

別表1 鉄錆

工程	規格番号	塗料その他の 規格名称		種類又は等級 (kg/m ²)	塗付用量 (kg/m ²)
		規格番号	規格名称		
素地こしらえ		公共住宅建工事共通規格書 (令和元年度版)	18.2 2.8 2.0 2.0 2.0	—	—
1 下塗り (1回目)	JIS K 5552	シリクリッチャフライマー	2種	0.14	
2 下塗り (2回目)	JIS K 5551	構造物用さび止めペイント	A種	0.14	
3 下塗り (3回目)	JIS K 5551	構造物用さび止めペイント	A種	0.14	
4 研磨紙すり		研磨紙P120~220		—	—
5 中塗り	JIS K 5659	鋼構造用耐候性塗料	A種 中塗り塗料	0.14	
6 上塗り	JIS K 5659	鋼構造用耐候性塗料	A種 上塗り塗料	0.10	

(注) 1. 工程 6まで製作工場で行う場合は、工程 4は省略する

別表

材料名	
○版設工事	○金型工事 ・金属品 ○各種技術天井下地
○土工事	○コンクリート下地 ※埋め戻し、盛土材 ・あと施工アンカー
○地盤工事	○左官工事 ・マルタル ・セルフレーリング材 ○化粧漆材 ・ロックワール
○鉄筋工事	○建具工事 ・アルミ型、鋼製建具 ・建具製品 ・建具用金物 ・ガラス ・シャッター
○構築工事	○カーテンウォール工事 ・型枠 ・特種型枠（フラットテック他）
※鉄筋	○塗装工事 ・セメント ・骨材 ・水 ・混和材 ・
○スリーブ補強筋（既製品）	○内装工事 ・ビニール床シート ・カーペット ・合成樹脂床材 ・フローリング
○コーキング工事	・ユニック、その他工事 ・フローアクセスフロア ・可動間仕切 ・ドアレース
・型枠	○防水工事 ・高力ボルト、普通ボルト ・カーボルト ・スクリュード ・デニキフレート ・溶接材 ・耐火被覆材 ・溶塑亜鉛めっき ・
・鉄骨工事	・排水工事 ・排水管 ・排水栓 ・
※鋼材	○鋪装工事 ・高力ボルト ・スクリュード ・A.I.C.バネル ・押出成形セメント板 ・
・コンクリートブロック他工事	・路床 ○断熱材 ・コンクリート ・ブロック系舗装材 ・
・コンクリートブロック	○植生工事 ・樹木 ○芝、吹付けは種、地被類 ・支柱材 ○肥料、土壤改良剤 ・
・A.I.C.バネル	・
・押出成形セメント板	・
○防水工事	・
○防水材	○鋪装工事 ・路床
○断熱材、接着剤	○断熱材 ・コンクリート
○シリリング材	・ブロック系舗装材 ・
・	○植生工事 ・樹木 ○芝、吹付けは種、地被類 ・支柱材 ○肥料、土壤改良剤 ・
・石、タイル工事	・
・石	・
・タイル	・
・タイル張付け用材料	・
・	・
・木工事	・
・木材	・
・薬草材	・
・	・
・屋根、とい工事	・
・瓦、金屬板	・
・折板	・
・粘土瓦	・
・とい	・
・	・
監督員の捺印を受けて使用すべきとされた材料であっても、設計図書に定めるJIS又はJASのマーク表示のある材料並びに規格、基準等の規格証明書が添付された材料で、監督員の承諾を受けた場合は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。	

編 項 目	特 記 事 項	編 項 目	特 記 事 項	編 項 目	特 記 事 項	編 項 目	特 記 事 項								
1. 9. スリーブ工事 (2, 9, 1)	スリーブ及び防水封締材は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・その他()	2. 1. 電源保護装置 (1, 2, 6) ~ (1, 2, 9)	・ 秋式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 接地端子の取扱い等は、標準図第2編「電力設備工事」による。	3. 14. 通水路工事 (2, 1, 1) ~ (2, 1, 11)	・ 全管ダクトが防火用材等を適用する場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 金属ダクト、パラストダクト又はブリッカーダクトが防火用材等を適用する場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。	4. 1. キューピル式配電盤 (1, 1, 3)	キャビネットの構成材は、(※ 横板 ・ 斜傾板)とする。 接続計算は、(※ 横板付 ・ 斜傾板)とする。								
一 般 共 通 工 事	10. 電気工事士 等	最大電力が500kW以上の場合はにおいて、第一種電気工事士により施工を行うものとする。	11. 電線本数、管径等 等	分電盤、制御盤、電子盤等の2次配線用の配線管、電線本数、管径等は、面図と相違して差し支えない。ただし、相違する場合は、監査職員の承認を受ける。	12. 配管器具 等	1. フィッティング部材としてスムーズとし、器具の場所を表示する。 2. フラッシュブレード(アーチ形)とし、 ・ 斜面直 ・ ステンレス ※ 合成樹脂 3. フラブフレートは木造や金属製合板、空芯板等または工具剥引形)とする。 ※ アルミ等 4. コンセントの配線込(導き子を用意せず、横柱によるものとする。)	13. はつり はつり工事は、事前に次の説明を下さい。監査職員に相談を行なう。 ※ 未式配管物販賣 ※ 基準者、監査者 の表示	1. 電線保護装置 (1, 1, 4) ~ (1, 4, 2)	・ 記載及び印字は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 1.5kgを超えるグラウンドケーブル等の敷設は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 低張用ループは、(※ 配線用低張用ループ ・ フラットワイヤースタッフ)を設ける。 ・ 安全性の必要な位置(表示)は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ ランプ回光色：赤、電球：黄色	14. 開通事項 (2, 1, 12) ~ (2, 1, 13)	・ 金具ダクト、バサウトダクト又はブリッカーダクトが防火用材等を適用する場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 金具ダクトは、通水路工事は、次による。 ・ その他()	15. 受電 電 設 備 工 事	・ 制御回路等の配線は、(※ 横板 ・ 斜傾板)とする。 ・ 電線の走行位置を改変する場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 二重火災の配管ボックスは、火災用(避難用)器具の値段を除く。に取付ける。	16. 溝蓋式配電盤 (1, 1, 5)	スイッチギガの場合は、(※ OX形 ・ OS形 ・ OF形 ・ OF形)とする。 ・ 電線の走行位置(A)

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項	1. 配管材料 (2-2, 1, 2, 5)	屋内排水管(共用部分) ※ 排水用ビラーニング鋼管 ・ コーティング钢管 ・ 錫鉄管 ・ ビニール管(・ VP · RF-VP) ※ 鋼火二層管																	
1. 監督員事務所	※ 設けない(受注者事務所に打合せ会議室を確保する) ・ 設ける(既存建物内的一部分を使用する・構内に新設する) 備品()	22. 基礎	機器の基礎は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。 ※ 船、クロムフリーさび止めペイント(JIS K 5674)	給水設備	1. 量水器 ※ 貨与・販賣 ・ 貨与・販賣 子メーター ・ 貨与・販賣 合戸メーター ・ 貨与・販賣	2. 量水器構 成	※ 水道事業者指定品(・ 貨与・ 販賣)	3. 配管材料 (2-2, 1, 2, 5)	一般配管 ※ 塩ビラーニング鋼管(・ VA · 星 VB) ・ ポリ粉末ラーニング鋼管(・ VA · VB) ・ ステンレス鋼管() ・ ビニール管(· VP · HVVP)															
2. 工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水及び説明などの費用は、引渡しまで受注者の負担とする。	23. 亜鉛めつき以外の防腐のさび止め塗装	※ 船	24. 凍結深度	凍結深度(mm)以上とする。	25. 総合調整	※ 本工事において下記の项目的総合調整を行い報告書を提出する。 ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の品質の測定 ・ 室内気流及びじんいの測定 ・ 給湯の測定 ・ 飲料水の品質の測定(水道法施行規則による水質検査)	1. 配管材料 (2-2, 1, 2, 5)	1. 配管材料 (2-2, 1, 2, 6)															
3. 電源周波数	50Hz	4. 工事用設置物	構内に作る事ができる ※ できる ・ できない	26. エンジン圧縮強度試験	※ 行わない ・ 行う() ただし現場での試験を行わない場合は工場での試験結果書を提出すること。	27. 配管被覆材	配管支持材の防振ゴム ・ 適用する ※ 適用しない	2. 排水構 成	屋内排水管(共用部分) ※ 排水用ビラーニング鋼管 ・ コーティング钢管 ・ 錫鉄管 ・ ビニール管(· VP · RF-VP)															
5. 塗生	■ 塗生範囲() ■ 塗生方法()	6. 足場その他	※ 施工契約の関係工事で定めたものは兼従で使用できる。 ・ 本工事に登場する。 内部足場の種別 ※ 固定、足場板等 外部足場の種別 ※ 併用足場 併用足場による場合、説明において「手すり実行工法による足場の組立て等に開基基面より3段以上ある場合には、手すり実行専用足場方式又は(3)手すり実行専用足場方式により行うこと。 ・ 外部足場の防護グートによる塗生 (・ 塗生ネット・ 塗生シート(・ I面・ II面)・ ネット状塗生シート(・ I面・ II面)) (・ 防音シート・ 防音ハカル)	28. 地中埋設配管	※ 塩ビラーニング鋼管(VD)(40A以下) ・ ポリ粉末ラーニング鋼管(FD) ・ ステンレス鋼管() ・ ビニール管(· VP · HVVP · HVFP)	3. 鋼火二層管	屋外排水管(共用部分) ※ 排水用ビラーニング鋼管 ・ コーティング钢管 ・ 錫鉄管 ・ ビニール管(· VP · RF-VP)	4. 鋼火二層管	屋内排水管(共用部分) ※ 排水用ビラーニング鋼管 ・ コーティング钢管 ・ 錫鉄管 ・ ビニール管(· VP · RF-VP)															
7. 発生土処理	※発生土搬出 (2-4, 2, 1)	8. 塗灰し、盛土	(2-4, 2, 1)	9. 地中埋設管等	各工事種目別に指定されたもの以外は下記による。 ※ 根切工上の良質土(ただしヒューム管以外の旨の周囲は山砂の扱い) ・ 山砂の類	10. 排管用被覆材 被覆	※ ベローズ形 ・ スリーブ形	5. 井戸配管	※ 排水用ボリエチレン管(· 膜着 ・ ポリブチレン管(· 膜着 ・ メカニカル) ・ メカニカル)	6. 排水樹	屋外地中管 ※ 塩ビラーニング钢管(白) ・ ビニール管(· VP · RF-VP)													
10. 保溫	(2-3, 1, 5)	11. 塗装	図面に特記のない場合は保溫材は下記によるほか共通仕様書12章3節による。 般 ・ クラックワール ・ ポリスチレンフォーム 屋外・多湿箇所(給排水管) ・ ポリスチレンフォーム (給排水管以外)※ クラックワール ・ ロックワール 床・火災遮音通 高 ・ 温 部 ※ ロックワール	11. 大便器洗浄ポンプ (5-1, 1, 8)	※ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄方式(· 電気閉鎖式 ・ 手動式)	7. 便器潔 拭	1. 大便器洗浄ポンプ (5-1, 1, 8)	1. 洗浄方式 ・ 手洗付 ・ 手洗なし	8. 壁洗浄便器用ハンドル (5-1, 1, 13)	一般敷地内(· 300m以上 ・ mm以上) 敷地内街道(· 600m以上 ・ mm以上) 歩道部分(· 水道事業者及び道路管理者の規定による)	9. 水道加入金等	1. 配管材料 (2-2, 1, 2, 5)	1. 配管材料 (2-2, 1, 2, 6)											
12. 配管接 続部	(2-2, 4, 1)	13. 建物導入部 配管	・ 不等沈下のある場合は、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。 ・ リスクリート ・ リスクリート ・ 不等沈下の性質がある場合は、スリーケッションにより施工する。 (同上性を有する配管は除く)	12. 電気配管 接合	接合要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。	14. 吊錠管の接合	(2-2, 5, 1)	15. ステンレス管 の接合方法	呼び径75ø以上、ハウジング配管接合 ・ フランジ接合 ・ 溶接接合 呼び径60ø以上ステンレス管の接合は下記による。 メカニカル配管接手(※ 低圧式・フレキ式)	16. 水槽類	水槽類のオーバーフロー管及びトレーン管は配管用炭素鋼管(白)とする。	17. 屋上配管	(2-2, 6, 1)	18. 屋外支持金物	支持要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。	19. 管の防腐	保温を施さない配管類でコンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の直通部は、防腐用ビニールテープを巻き1/2重ねて巻きとすると。 ただし外側を塗装等で保護された部材は除く。	20. 吊り及び支持	(2-2, 6, 3)	21. 配管器具	配管要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。	静岡県くらし・環境部建築住宅局公営住宅課 (株) ○○○○○○○設計事務所 管理建築士 〇〇 〇〇 一般建築士登録 第〇〇〇〇〇〇号	2. 作図 3. 日付 4. 工事名称 5. 国面名称 6. 締尺 7. 国面No.	※ JIS又はIV-SK ・ JIS又はJW10K ・ 施設設備工事標準図(注)公共下水道の場合は市町の指導による。 汚水、雨水等の文字を入れて、領付とする。

項目		特記事項				項目		特記事項				
ガス設備	1. 配管材料	一般 ※ ガス事業者の規定による 地中埋設部 ※ ガス事業者の規定による	配管用炭素鋼管(白) ・ ポリエチレン管	換気	1. ダクト材料	台所 ・ 鋼板スパイラルダクト ※ ステンレスダクト	表1 誘導機器・配管の支持、固定は、以下の図書を適用する。 ガイドライン：静岡県防災減災等における設備地盤対策ガイドライン(平成25年度) セイター計画：建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)	施設分類	誘導機器・配管等の支持、固定	左記のうち、 横引き配管などの支持	別表	
	2. 都市ガス	各戸ガスマーター ※ ガス事業者設置 ・ 不要 引込負担金	要() 別途工事 ・ 本工事	設備	浴室、洗面所、便所(住戸内) ・ 鋼板スパイラルダクト ・ ステンレスダクト ※ 暖房ボイラー屋外二層管() ・ VP ・ SF-VP ・ 2路管	防災上重要な構造を必要とする防災拠点	ガイドライン*	ガイドライン*	名 称	配管類		
	3. 液化石油ガス	各戸ガスマーター ※ ガス事業者設置 ガスボンベ ※ 貸与 ・ 買取 集合装置及び配管要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機器設置工事編)による。	・ 共用部 ・ 鋼板スパイラルダクト ※ ステンレスダクト	設備	2. 長方形ダクトの区分	※ アングルフランジ工法 ・ コーナーボルト工法() ・ 共板 ・ スライド	防災上重要な施設	ガイドライン*	給水管	・ 混水管		
	4. ガス漏れ警報器	図示による() 分離形 外部出力端子 ・ 有 ・ 無	一体形 ・ 別途工事	設備	3. ダンパーの固定方法 (3-2, 3-3)	回示によるほか、公共建築設備工事標準図(機器設置工事編)による。	一般的な施設	標準仕様書	排水管	・ 冷却水管		
	5. 調理用ガス機器	各戸ガスコンロ() ・ 組込型 ・ 据置型 ・ 別途工事		設備	4. 機材の品質等 (I-1.4.2)	機材の品質及び性能の適用は、次による。 機材種類及び換気口等 ※ 機材の品質・性能基準 (換気ユニット) ・ その他()			弁類	・ 仕切弁 ・ ハーフパイプ ・ 止逆弁 ・ 緊急遮断弁		
消防設備	1. 配管材料 (2-2, 1.2.5)	一般配管 ・ 配管用炭素鋼管(白) ・ 圧力配管用炭素鋼管 ・ 合成樹脂管(共同住宅用スプリングラー)		さく井設備	1. 種別	・ 浅井戸 ・ 深井戸			※ポンプ類	・ 給水用ポンプ ・ 空調用ポンプ ・ 消火ポンプ		
		地中埋設配管 ・ 外面被覆鋼管() SIP-VS SIP6370-VS			2. 掘削方式	・ ローター式 ・ ハーカッショニ式 ・ ダウンザホールハンマ式			タンク類	・ 受水槽 ・ 高床水槽 ・ 施漆槽 ・ 酸性水槽		
	2. 屋内消火栓種別	易操作性1号消火栓 ・ 2号消火栓 ・ 広範囲型2号消火栓			3. ケーシング	※ 配管用炭素鋼管(黒)			空気調和設備工事用機材	・ パッケージエアコン ・ 空気調和機(ルーム) ・ 冷却塔 ・ ヘッダー		
暖冷房設備	3. 消火栓開閉弁	1 MPa ・ 2 MPa			4. ストレーナー	・			自動制御機器類	・ 中央警報盤 ・ リモート盤		
	1. 設計温湿度条件	外 気 温度(度) 湿度(%) 温度(度) 湿度(%) 温度(度) 湿度(%)	屋内(調整目標値) 一般 % 夏期 ℃ % ℃ % ℃ % 冬期 ℃ % ℃ % ℃ %	淨化槽設備	5. 電気換気扇	※ ステンレス製巻線型			給排水衛生設備用機材	・ 直立式マンホール ・ 給湯器		
	2. 長方形ダクトの区分	・ アングルフランジ工法 ・ コーナーボルト工法() ・ 共板 ・ スライド			6. 水質検査	※ 連続測定 ※ 行う(原水全項目) ・ スポット測定 ・ 行わない			○衛生器具	・		
	3. 配管材料 (2-2, 1.2.4) (2-2, 1.2.5)	冷媒配管 ・ 鋼管 ・ 断熱材被覆钢管 住戸内配管(温水理房) ・ 框構木リエチレン管() ・ ポリブチレン管() ・ 無着 ・ メカニカル	保温化粧ケース() ・ 有 ・ 無	撤去工事	1. 処理方式	合併処理 ・ 建築基準法施行令第35条の認定品による ・ 施設省告示第1292号による。第() 方式)			○水栓	・ 組立て式マンホール ・		
4. 機材の品質等 (I-1.4.2)		機材の品質及び性能の適用は、次による。 住戸セントラル暖房方式 ※ 機材の品質・性能基準 (暖房システム)	・ その他()		2. 処理能力	処理対象人員 人 処理水量 m3/日			○洗濯機	・ FRP淨化槽 ・ 駆動盤、制御盤 ・ ブロワー		
					3. 本体構造	・ コンクリート製 ・ コンクリート型 ・ FRP製			○さく井	・ スクリーン ・		
					4. 放流水質	BOD ppm 以下			○その他	・		
					5. 配管材料	・ 一般配管用ステンレス鋼管() ・ 耐熱性被覆化ビニール管() ・ 配管用炭素鋼管(白) ・ 暖房ボイラー屋外二層管(VP)()				・ スリーブ(つば付接頭) ・		
					6. 土留め工法	・				・		
静岡県くらし・環境部建築住宅局公室住課				撤去工事	冷媒(フロン系) の回収及び処理	※ 無 (1) 余媒の回収にあたっては、「特定製品に係るフロン類の回収及び 処理の実施の確保等に関する法律(フロン回収処理法)」に従って 行うこと。 また、法に規定するものと、次の書類を監査機関に提出すること。 (ア) 第一種フロン類同様各会員登録通知書の写し。 (イ) フロン類の処理に関する認証書(充填認証書、回収認証書) (2) 行程管理票の様式は、監査員の指示による。 (3) 家庭用のエアコン等で「特定家庭用機器再商品化法(家庭リサイクル 法)」の対象となつてゐるものは、同時に使ってリサイクル(フロン 類の回収を含む。)を行ない、監査員に次の書類を提出する。 (ア) 特定家庭用機器廃棄物管理票(家庭リサイクル券)の写し		作図	日付	工事名稱	総 尺	図面 N°
株 ○○○○○○設計事務所 管理建築士 ○○ ○○ 一般建築士登録 第○○○○○○号												
										3		